

令和6年第3回湧別町議会

定例会会議録

令和6年第3回湧別町議会定例会会議（第1日）

令和6年9月13日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
8番 小形秀和	9番 檜山洋一	10番 山本栄子
11番 村田一志		

4 欠席議員

7番 脇坂敏夫

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、健康こども課参事 兼田稚子、水産林務課長 青山賢治、水産林務課町有林管理担当課長 田中千嘉伸、総務課総務グループ主幹 穴戸和幸、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、住民税務課税務グループ主幹 坂田佳樹、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、商工観光課商工観光グループ主幹 稲田宏司、建設課管理グループ主幹 藤直樹、

建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹 大西美樹、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 澁谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館J R Y館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長 宍戸和幸

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和6年第3回湧別町議会定例会

議事日程（第1日）

令和6年9月19日

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3			諸般の報告
日程第 4			行政報告
日程第 5	報告第 1号		健全化判断比率について
日程第 6	報告第 2号		資金不足比率について
日程第 7	認定第 1号		令和5年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 2号		令和5年度湧別町水道事業会計決算認定について
日程第 9			一般質問
日程第 10	議案第 1号		令和6年度湧別町一般会計補正予算
日程第 11	議案第 2号		令和6年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 12	議案第 3号		令和6年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第 13	議案第 4号		湧別町寿の家及び福祉の家条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 5号		湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 6号		湧別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 7号		北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 17	議案第 8号		財産の取得について
日程第 18	議案第 9号		財産の取得について
日程第 19	同意第 1号		教育委員会委員の任命について
日程第 20	同意第 2号		固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 21	同意第 3号		固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 22	同意第 4号		固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第1			行政報告の追加
日程第 23	意見書案第2号		国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第 24	承認		閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)

開 会 宣 告 (1 0 : 0 0)

○議 長 ただいまの出席議員は10名でございます。

これより令和6年第3回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、加藤君、4番、村川君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る9月13日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営副委員長よりその結果の報告を願います。

6番、酒井君。

(議会運営副委員長結果報告)

○議 長 議会運営副委員長の報告のとおり、会期は本日から9月20日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月20日までの2日間とすることに決定をいたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしまして報告2件、認定2件、条例3件、予算3件、人事4件、その他3件であります。

また、議会側といたしましては、意見書案1件、承認1件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から8月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る8月30日の令和6年第5回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

9月3日、産業文教常任委員会が開催されました。

9月4日、北海道湧別高等学校において湧別高校生と湧別町議会議員との意

見交換会が行われ、これに議長及び各議員が出席いたしております。

9月5日、総務厚生常任委員会が開催されました。

9月8日、北見市において自由民主党北海道第12選挙区支部政経セミナー及びオホーツク圏活性化期成会、小林鷹之衆議院議員との意見交換会が開催され、これに議長が出席いたしております。

9月10日、文化センターTOMにおいて湧別町敬老会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

9月11日、文化センターさざ波において湧別町敬老会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

9月12日、特別養護老人ホーム湧別オホーツク園において入所者の敬老会が開催され、これに副議長が出席いたしております。

9月13日、介護老人福祉施設湖水の杜において入所者の敬老会が開催され、これに副議長が出席いたしております。

同日、議会運営委員会が開催されました。

9月15日、芭露パークゴルフ場において議長杯パークゴルフ大会が開催され、これに各議員が出席いたしております。

9月17日、上湧別コミュニティセンターにおいて議会意見交換会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

なお、本定例会におきまして広報作成などのため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長 これでは諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の議会以降における行政上の諸課題について報告申し上げます。

1点目ですが、ゆうゆう厚生クリニックの令和5年度運営状況についてであります。去る7月4日、JA北海道厚生連、井田常務理事が来庁され、ゆうゆう厚生クリニックの令和5年度における運営状況についての報告がありました。令和5年度の当初計画では、総収益が7,251万9,000円、総費用といたしましては1億4,761万9,000円、収支差引き7,510万円の損失を見込んでいたところではありますが、最終決算といたしましては総収益が7,839万3,000円、総費用といたしましては1億3,176万2,000円となり、収支差引きで5,336万9,000円の損失になったとの報告を受けたところであり、当初計画に比べ損失は圧縮されたものの、前年度と比べますと損失は491万7,000円の増額となっております。損失増加の最大の要因といたしましては、令和5年度の新型コロナワクチンの春

接種におきまして接種対象者がそれまでの12歳以上から65歳以上の方に限定されたことにより接種者数が減少したことが影響しております。このことにより、令和5年度の接種件数は1,700件となり、前年の5,260件から3,560件減少し、その収益も394万1,000円となり、前年の1,667万2,000円から1,273万1,000円の大大幅減となっているものであります。その一方で、令和5年度の延べ外来患者数につきましては9,005人で、前年度の8,665人より340人の増加となり、外来診療収益も5,813万円で、前年の5,400万円から413万円の増収となったほか、支出につきましても常勤医の休暇等に係る代替医師の派遣対応については厚生連内部の医師を融通することで給与費の節減に努めるなど事業費用の削減により支出を圧縮できましたが、全体としては損失額を前年比で減少させるまでには至らなかったものであります。令和5年5月に新型コロナウイルスが5類感染症へ移行されたことに伴い、発熱患者の外来受付を開始するなど、それまでの受診控えの状況から徐々に外来患者数は戻りつつあることから、ゆうゆう厚生クリニックといたしましてはより多くの外来患者を受け入れられるよう診療体制を整えてまいりたいとのことであります。なお、赤字補填分の5,336万9,000円につきましては、本定例会において予算の補正を提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目ですが、北海道湧別高等学校2間口確保の決定についてであります。去る9月3日、北海道教育委員会が策定した令和7年度から令和9年度までの公立高等学校配置計画が公表され、来年度の湧別高等学校の募集間口は2間口が維持されることに正式決定いたしました。令和6年度の湧別高等学校の入学者数は31名であり、募集定員80名に対し欠員49名で、学級数も1学級となっております。このことから、来年度の募集間口が1学級に減る可能性が出たため、湧別高等学校の2間口維持に向けて4月25日に北海道教育委員会の倉本教育長を訪問し、北海道湧別高等学校2間口維持に係る要望書を提出し、町として存続を強く求めることや特色ある高校づくりのために行ってきた様々な支援についてご理解を求め、要請活動を行ってきたところであります。これに対し倉本教育長からは、湧別高等学校への手厚い町の支援にお礼と感謝の言葉があり、湧別高等学校が行っている探求活動は大学進学や社会に出るために必要な力であることや地域コーディネーターに力を発揮してもらい、特色づけをしていただくことが大事であると述べられ、適正配置計画については中学校卒業者の状況を慎重に見極めて間口数を決定したいとの回答をいただいていたところであります。今回の配置計画では、令和6年度の入学者に1学級相当以上の欠員が生じ学級減を行った学校のうち、湧別高等学校を含む10校について中卒者数の状況などを勘案し、1学級増が行われたものであり、これにより湧別高等学校は令和7年度までは2間口が維持されたところであります。今後は、

8月30日開催の第5回議会臨時会でも行政報告させていただきましたとおり、学生寮の整備や公設塾の開設を進めるほか、入学希望者を全国から募集する地域みらい留学や各種補助事業を継続し、入学者の確保や保護者の経済的負担の軽減を図り、一人でも多くの生徒に進学していただけるよう湧別高等学校の魅力向上と支援を継続するとともに、その内容についてもPRを行ってまいります。

3点目は、差止め訴訟についてであります。町内に居住する方より提訴された差止め訴訟の状況について報告申し上げます。新庁舎等整備事業設計の業務委託に係る予算について、特別多数議決を経ていないことが地方自治法に違反しているとして、特別多数議決として採決するまで同予算の差止めを求める行政事件訴訟法第37条の4第1項に基づく差止め請求事件であります。第1回口頭弁論が昨日9月18日に釧路地方裁判所で開かれ、当方からは代理人である佐々木総合法律事務所の下矢弁護士が出廷いたしました。口頭弁論では、裁判長が原告に対して訴状等の内容を確認するとともに、被告である町に対しましては訴状への町の答弁書等の確認がなされました。町の答弁書の要旨といたしましては、3点ございます。まず、訴状の前段階として、行政事件訴訟法に定める訴訟要件が欠けていることを理由に訴えの却下を求めること。次に、訴状に対する主張として、地方自治法に定める特別多数議決の対象となるのは事務所の位置を決定し、または変更するための条例の制定、改廃そのものに関する議会の議決であって、新庁舎基本設計業務委託の委託費を含む予算案の決議は特別多数議決事項ではないことから、請求の棄却を求めること。最後に、訴訟費用は原告の負担とすることを求める内容であります。第1回口頭弁論では、裁判長が原告と被告の双方に追加の陳述がないことを確認したため、全ての弁論を終結し、10月31日に判決が言い渡されることになりました。以上、差止め訴訟の経過につきましての報告とさせていただきます。

次に、4点目ですが、北海道関係工事の発注状況についてであります。工事名、芭露川改修工事（橋梁下部工）、工事場所、芭露、請負金額1億8,865万円、請負業者、渡辺・芙蓉経常建設共同企業体、株式会社渡辺組（遠軽町）、芙蓉建設株式会社（美幌町）、規模、橋梁下部工（橋台1基）・橋梁上部護岸工（芭露4号橋）、工期は令和7年3月21日であります。

次に、5点目ですが、町関係工事の発注状況についてであります。工事名、河川補修工事（本間沢川しゅんせつ）、工事場所、芭露、請負金額1,859万円、請負業者、湧別小型運送株式会社、規模、伐木・伐根・土砂掘削、延長450メートル、工期、令和7年2月28日。工事名、河川補修工事（南の沢川しゅんせつ）、工事場所、富美、請負金額1,666万5,000円、請負業者、湧別小型運送株式会社、規模、伐木・伐根・土砂掘削、延長1,300メートル、工期、令和7年2月28日。

工事名、河川補修工事（東芭露東の沢川しゅんせつ）、工事場所、東芭露、請負金額2,222万円、請負業者、湧別小型運送株式会社、規模、伐木・伐根・土砂掘削、延長1,100メートル、工期、令和7年2月28日。工事名、終末処理場電気計装設備更新工事、工事場所、曙町、請負金額1,188万円、請負業者、株式会社カリヤ、規模、電気計装設備更新一式、工期、令和7年3月10日。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長 これでは行政報告は終わりました。

日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号については、関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 報告第1号 健全化判断比率について。

報告第2号 資金不足比率について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長提案理由説明）

○議長 本報告の質疑を行います。

○全員 （なし）

○議長 質疑を終わります。

以上をもって本報告を終わります。

日程第7、認定第1号及び日程第8、認定第2号については、関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 認定第1号 令和5年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 令和5年度湧別町水道事業会計決算認定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

会計管理者。

（会計管理者提案理由説明）

○議長 水道課長。

（水道課長提案理由説明）

○議長 お諮りします。

本案については、議長、監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条の検閲検査権を付与の上、認定第1号及び認定第2号を一括これに付託し、次期定例会までを期限とし、閉会中の継続審

査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案については議長、監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条の検閲検査権を付与の上、認定第1号及び認定第2号を一括これに付託して次期定例会までを期限とし、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 0 : 3 4)

再 開 宣 告 (1 0 : 4 8)

○議 長 休憩前に引き続き会議を続けます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の氏名の報告を求めます。

2番、高田君。

○2 番 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

決算審査特別委員会におきまして互選の結果、決算審査特別委員会委員長に高田委員、副委員長に小形委員が互選されましたので、ご報告を申し上げます。

○議 長 ただいまの委員長の報告のとおり、決算審査特別委員会委員長に高田議員、副委員長に小形議員と決定いたしました。よろしくお願いいたします。

日程第9、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

1番、関野君。

○1 番 それでは、一般質問いたします。2点質問します。

まず、1点目は、学校給食費の無償化とジビエの活用についてでございます。刈田町長及び阿部教育長におかれましては、令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針において燃油高などに伴う食材価格の高騰が続いている現状であるが、子育て世代の負担を軽減するため保護者に負担をいただいている給食費を据え置くことといたしますと述べております。令和5年度調査によりますと、オホーツク管内では近隣町村では佐呂間町、西興部村、雄武町を含め8か町村において給食費の無償化が行われております。道内179市町村のうち54市町村において、約30%小学校において給食費の無償化が実施されております。地域の父母から強い強い希望があります。給食費の完全無償化について、子育て支援

対策として湧別町でも完全無償化の実施を願いたい、町長の考えは。

8月1日現在小学生311名、中学生132名が在籍しております。小学生は1食当たり247円、中学生は285円、父母の負担する合計の学校給食費負担額が3,151万となっております。また、町内の水産加工業者、株式会社寺本商店からは平成5年、1993年から約30年以上にわたり毎年500キロのホタテの玉冷が寄贈され、湧別町の将来を担うであろう子供たちに給食センターで調理され、提供されております。2020年10月から2023年3月まで地域協力隊員として活躍していた隊員が任期満了後に我が町に定住してジビエ、鹿肉等の加工、販売に奮闘されております。昨年有害駆除された鹿の頭数は399頭、本年は7月末において274頭であります。給食については昨年1回のみ栄養価の高い鉄分の多く含む脂肪分の少ない鹿肉が提供されております。今後は、四半期に1回ぐらい提供できないか検討願いたい。子育て支援対策に手厚い施策を講じる湧別町です。ぜひ給食費の無償化とジビエの活用について前向きな答弁を求めます。

次、2点目でございます。芭露保育所の改築に向けた実施設計の進捗状況について。このことについては、令和6年3月第1回湧別町議会定例会において2,200万円の予算が可決されております。芭露保育所には、父母の会があります。通園する園児たちが楽しく安全に過ごせるために父母たちの要望等を参考に設計委託されているのか、また進捗状況も含めて現在公開できる範囲で説明願いたい。

以上、この2点について回答を求めます。

○議 長 町長。

○町 長 関野議員、1点目の学校給食費の無償化とジビエの活用についてのご質問にお答えさせていただきます。

本町の給食につきましては、安心、安全で経済的かつ栄養バランスに配慮したおいしい給食の提供を目指しております。現在の給食費は、小学校と義務教育学校前期課程児童につきましては1食247円、中学生と義務教育学校後期課程生徒につきましては1食285円とし、近年の食料品価格上昇に伴う値上げ分は町で負担しており、平成30年度の給食費改定以来価格を据え置いているところであります。これら給食費は、教職員分を含めた令和6年度当初予算で3,151万円、児童分だけでは2,368万円を予算計上しております。町としましては、食材費は高騰しておりますが、子育て世帯の経済的負担軽減のため賄い材料費高騰分は町が負担し、給食費を据え置く取組をしており、今後も保護者の皆様にも一定の負担をいただきながら、これまで同様安全でおいしい給食の提供を行ってきたいと考えております。現在の時点では、給食費の無償化は考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ジビエ、鹿肉の活用についてであります。地元の食材の一つとして

近年は年に1回町内業者よりエゾシカ肉を購入し、鹿肉カレーライスや鹿肉ブラウンシチューとして給食で提供しております。地元の食材を使用し、子供たちに提供していくことは食育として有意義なことであり、継続していきたいと考えてございます。

ご質問の提供回数を増やすことについては、鹿肉は豚肉や鳥肉に比べ高価であることや鹿肉を苦手とする子供も一定数見られることなどから、今後児童生徒からアンケートを取るなど、栄養教諭とも相談しながら提供回数について検討していきたいと考えております。

次に、2点目の芭露保育所改築工事実施設計業務委託の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。芭露保育所改築工事実施設計業務委託につきましては、令和6年4月2日に入札を執行し、札幌市の日本都市設計株式会社と業務委託契約を締結しております。実施設計業務につきましては、令和6年度に策定した基本設計を基に建設計画地の測量、地質調査などを実施し、委託業者と本町担当者が打合せを行いながら工事費の積算を進めております。

父母の皆様のご要望等を参考にすることにつきましては、これまで4回にわたる地域懇談会で芭露保育所父母の会、芭露学園PTA、関係自治会役員に出席いただき、協議を重ねながら策定した基本設計の内容を基に実施設計業務の策定を進めており、実施設計の内容がまとまりましたら改めて父母の皆様、地域の皆様に説明する機会を設けさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、関野議員への回答とさせていただきます。

○議 長 1番、関野君。

○1 番 今町長から回答もらいましたけれども、ちょっと私もがっかりした部分でございます。私住んでいる芭露地域におきましては、1世帯で小学生が2人、3人という世帯が多うございます。それで、父母からも何とか近隣町村でも給食の無償化を実施しているので、湧別町ももう一歩ではなくて二歩も三歩も踏み込んでやってほしいという強い要望がありますので、ちょっとその分では残念な思いをしております。

次、鹿肉のジビエにつきましては、最後に生徒からアンケートを取って提供回数について検討していきたいと。検討してだけではなくて、やるような方向で何とかお願いしたいと思っております。

まず、1点目につきましては、こういうことでございますので、この回答お願いします。

○議 長 町長。

○町 長 関野議員の一般質問1点目でございます。学校給食費の無償化とジビエの活用についてのご質問に対する再質問のご回答をさせていただきたい

と思います。

子育て支援策として本町においても妊娠前、妊娠後、出産後、乳幼児期、義務教育学校期と、あと高校等の部分を含めて様々な取組を行ってきてございます。その中で給食費という部分については、平成30年のまま据え置きながら進めてきてございます。食の部分というのは、学校に通っていても自宅にいてもかかるものでありますし、そういうことで給食もそうでありますけれども、病院に入院されましても特別養護老人ホーム等福祉施設に入っても今給食というのは全て自費というような扱いになってございます。そういうことも含めて町としては、今まで給食費についてはある程度の食材費の部分だけ、調理に係る分は全て町が負担しているわけでありましてけれども、今までいただいているという部分でございます。その部分については、やっぱり高齢者の部分も含めて考えていかなければならない部分なのかなと思っております。

それと、今いろいろな形の中で子育て支援大賞というものが全国的に設けられておりまして、その内容を見ますとどうしても全て無償化しているのがその対象に当たるような形になって、最近ちょっとその無償化に対する批判というものも出てきているような状況になってきている部分もございます。その部分も含めて、今回9月ですから、今月の課長会議の頭に私のほうから町の職員において本町の子育て支援の状況、どうしても縦割りの中で子育て支援というのは進めておりますから、横全体に各課の中で生まれる前、不妊治療から始まって育てていくまで、卒業させるまでの部分の子育て支援でうちとしてのベストな部分、ベターな部分の子育て支援というのを改めて考えてみましょうということから今月から庁舎に未来づくり子育て支援プロジェクトというものをつくりまして、それぞれの担当者を含めた中で全体的に考えていきたいというふうに今考えているところであります。その中で給食費の部分が非常に負担になるのだというようなことが出てくれば、その部分についてまた改めて検討させていただきたいと思っておりますけれども、今のところ全体的に自宅にいても施設にいても学校に通ってもかかるものはかかるという部分があって全てを無償というのがどうなのかという部分もやっぱりあるものですから、そこら辺も含めてその中で検討させていきたいというふうに考えておりますので、その方向が出た時点で再度ご報告させていただきたいなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、ジビエの部分については、基本的には町内にある資源でございますので、地元の食材として活用できるようにしていきたいという部分もありますけれども、いろいろな部分でやっぱり子供たちの好みもございまして、価格の問題もありますので、そこら辺も十分判断しながら進めていきたいと思っております。町内においては、ホタテもいただいております。タマネギもいただいております。

す。いろいろな部分の地元食材を活用させていただいておりますので、それらとうまくマッチングしながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 1 番、関野君。

○1 番 町長から前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。そのような形の中で庁舎内にプロジェクトチームも出来上がるという話で、その中でよく検討して大きなマクロの部分で子育て支援対策という部分で今後ともよろしく願います。

1 点目終わります。

○議 長 続けてやってください。

○1 番 次、2 点目行きます。芭露保育所の関係でございます。

これも先ほど言いましたけれども、芭露保育所にはそういう父母の会がありまして積極的にいろいろ参加されております。その関係で前々回ですか、私質問しましたけれども、その辺の地域の父母との関係、中身の中でどういう説明会が行われて今後進めていくのか、その辺分かる範囲で、公開できる範囲で教えていただければと思っておりますので、よろしく願います。

○議 長 町長。

○町 長 先ほど答弁させていただいたとおり、先ほど令和6年と言ったようにございますけれども、令和5年に策定した基本設計に基づいて実施設計させていただいておりますので、基本的には金額ですとか、内装だとかどうするのだという部分、総体的な形は基本計画の中のと通りの今進め方をさせていただいております。基本計画策定のときには4回ほど協議をさせていただいて、それらの要望も取り入れた中での基本計画でございますので、それに基づいて今進めてございますので、ある程度金額等々出てきた段階では改めて説明をさせていただきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 1 番、関野君。

○1 番 理解しましたので、質問終わります。

○議 長 1 番、関野君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 1 : 0 7)

再 開 宣 告 (1 1 : 2 0)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番、村川君。

○4 番 それでは、2 件の一般質問の趣旨説明を行います。

1 点目の湧別高校トイレ改修に道と協議する考えはないか。今年に入り、湧

高生との意見交換会を2回実施いたしました。その意見の中で全体意見としてトイレの環境状態が大変悪く、早急に対応できないかとの意見が強く出されました。このトイレ問題は、1回目の交換会でも強く出されております。今湧別高校の魅力化について協議されている中、一人でも町内外からの入学生を確保するためには何といたっても学びやの環境がよく、生徒の皆さんが楽しく学校生活を送ることができることが魅力ある学校づくりではないかというふうに思います。湧別高校は、道立高校でありますので、道と協議し、生徒の皆さんのため町は積極的に対応すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目、湧別高校生の放課後自由時間を過ごすカフェの設置について。さきの質問と同様、2回の意見交換会の中で放課後の自由時間を過ごせる場所としてカフェが欲しいと全員の要望がありました。本年文化センターTOMの中に自由に過ごせる場所を開設いたしました。全体的に狭く、自由な会話がしづらいつの意見があります。これは、高校生ばかりでなくて、中学生も同様の意見がありました。前町長のときに湧高生から放課後に集まり、自由に過ごせる場所が欲しいとの要望書が町に出され、当時漫画館が休止状態になったため、漫画館の活用も考えられると言っていました。実行には至らないまま現在に至っている状況にあります。湧高生の10年来の要望でもありますし、湧別高校魅力化の一環でもあり考えられますので、町長の広い考えの中でぜひ実施していただきたいと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上で趣旨説明を終わります。

○議 長 町長。

○町 長 村川議員の1点目の湧別高校トイレ改修に道と協議する考えはとのご質問にお答えいたします。

湧別高校は、昭和28年に組合立の高校として設置され、道立移管などの変遷を経て昨年創立70周年を向けた道立高校で、現在の校舎は昭和55年に改築され、43年が経過しております。私は、高校設立時の理念を受け継ぎ、高校の魅力化、存続対策に取り組み、毎年高校生徒会と魅力ある学校づくりをテーマに意見交換会を行っております。これまでの意見交換会において町が支援可能な要望のほか、校舎設備の改修のなど学校設置者が対応すべき要望等については高校とも情報を共有し、学校設置者である道教委に対し高校から改善の要望がなされ、私も申入れを行い、改善された事例はございます。

今回議会議員との意見交換会において生徒からトイレの改修について強く意見があったことについては、高校に状況を確認したところ、洋式便器がもう少しあればと思う、臭いが気になる、水の流れがよくないと感じるなどの意見があったとのことで、高校からオホーツク教育局を通じ改善の要望を行うとのことであります。しかしながら、町としても高校魅力化を進めておりますので、

高校とも情報を共有しながら歩調を合わせ、手順を踏みながら道教委に働きかけたいと考えております。

次に、2点目の湧別高校生の放課後自由時間を過ごすカフェの設置についてのご質問にお答えいたします。令和5年度に文化センターTOMのロビーを木の持つ温かみを最大限に生かし、町民が安心して集えるようなプライベート空間を保ち、憩いのスペースとして整備しております。議員からTOMロビーは全体的に狭く、自由な会話がしづらいとのご指摘ですが、中学生や高校生が放課後に勉強したり、友達とお話ししたり、仕事中の合間やお散歩中の休憩など、町民をはじめ、多くの方々がコーヒーを飲みながら懇談いただける場所としてご利用いただき、評判はよいと感じております。

議員が申しております前町長のときに湧高生から放課後に集まり、自由時間を過ごせる場所が欲しいとの要望書が高校生から町に対し提出されたことはございません。湧高生が自由時間を過ごせる場所が欲しいとのお話は、以前の生徒会との意見交換会で話題になっておりますし、今年度の意見交換会では放課後気軽に立ち寄れるカフェの開設やTOMロビーに軽食自販機を設置してほしいとの意見がございました。

ご質問の湧別高校生の放課後自由時間を過ごすカフェの設置についてですが、公共施設へのカフェの設置については現在中湧別小学校を改修する施設機能での検討や先週12日に開催したTOM周辺の一体的な活性化を検討する未来づくり町民ワークショップでも話題になっております。公共施設にカフェを設置する場合、全てを行政が行うことにはなりませんので、運営は民間に行っていただくことが基本であると考えておりますし、現在は上湧別、中湧別、湧別市街地にて商工業者がカフェを営業されておりますことから、公共施設へのカフェの設置は営業中の商工業者や商工会との協議が必要と考えてございます。このことから、当面は民間のカフェや文化センターTOMロビーを利用いただき、引き続き高校生だけではなく町民の皆さんが自由にくつろげる空間、機能について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、村川議員へのご回答とさせていただきます。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 今町長のほうから説明がございました。当然道立の高校でもありますし、町がどうのこうのということにはならない、町長も今までに道教委に要望して決まったこともあるというようなこともありますので、これ管理者はよく分からないですけれども、湧高の校長先生がここの地区の学校の管理者なのかと思います。なかなか学校としては上のほうにこうしてほしい、ああしてほしいというのはあまり言いづらい面もかなり多々あるかというふうに

思っています。そういう意味で今一生懸命湧高生も頑張って湧高の魅力化ということではいろんな町の事業にも参加、お手伝いをいただいているような状況でもあります。そういう中で高校生の思っている要望をできるだけやっぱり町も積極的に道教委と話し合って進めていく必要があるのかなど。

トイレを道教委は計画的に進めているそうでございます。その中でまだ洋式というのは全体の40%以下というような状況のようであります。今道教委のほうもトイレ問題で全道的に順次進めてきている状況にあるというふうに聞いてもおりますので、できるだけ町としても、この間聞きましたが、道外から高校生の募集をかけたら4名ほどの希望者がいて湧別高校の体験か何かで来たというふうに聞いたのですが、そういう都会の子供たちが昔の和式のトイレでどうだという、今の時代にそぐわないのではないかというふうに思われます。そういうことも含めてトイレは本当に環境がいいというようなことも、これよく観光地なんか言われるのです。トイレが一番の観光地の重要なものだというふうに言われていますので、やっぱり人間生活するためにはトイレというものは衛生的にも環境のいいところで使用するというのが今の時代ではないかというふうに思いますので、町長、積極的に学校と一緒に道教委のほうにも要望して極力早く実施できるように進めていただきたいと思います。高校生3年しかいないので、話し合った高校生がいなくなるのですけれども、これは引き続き学校の中の問題ですので、これはいつまでも重要なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目の関係なのですが、僕は当初要望書を出されたというふうに聞いていたのですけれども……

○議 長 村川議員、1点目の答弁、先に。

町長。

○町 長 村川議員の一般質問の1点目でございます。湧別高校のトイレ改修に道との協議という部分でございます。

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、湧別高校自体が昭和55年に改築されている部分でございます。43年経過しておりますので、トイレだけの改修というより、全体的な改修の部分も今学校としては考えながら進めているという部分もございますので、道教委に我々が言うのはいつでも、月に1回以上は道教委に寄っておりますので、することは可能なのですけれども、そこら辺も含めてどういうことを要望していくかということは、高校の設置者は北海道教育委員会でございます、運営しているのが学校長でありますので、学校長と十分意識を共有しながら、その在り方についても同じ気持ちの中で要望していきたいというふうに考えてございます。生徒のほうからの洋式の部分について私も聞いてございます。そこら辺の部分は、正式な要望ではなくて、通常の

会話の中で道教委とも話をさせていただいております。なかなか施設に対して町がこうしろ、ああしろというのは言えない部分がございますので、生徒がそういうことを望んでいるよという話はさせていただいている部分もありますけれども、正式な要望となると道教委のほうも構えてしまうものですから、学校長と協議をしながら、今の施設全体的に北海道としてもしなければならないというのは分かっていることでもありますので、それが少しでも早くなるような形の中で協議をさせていただきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 そしたら、2点目どうぞ。

○4 番 2点目についてですが、当初そういう要望書を出したというふう聞いていましたので、そういうふうに申し上げたのですが、これは本当に10年来の生徒の希望であって、それらを基本に今回TOMにああいう形を設置したのだろうと。あれが決して悪いわけではない、本当に町民の皆さん方も喜んでおりますし、いいのですが、なかなか高校生が行くと中学生がいなくなるというような、ちょっとそういう部分もあったりするので、それとやっぱりもうちょっと広いところがいいのと一番希望しているのがカフェというのですから、多少の軽食的なことができるというような、最近公共施設の中で近隣町村でも人置いてコーヒーと軽い軽食ぐらい出している公共施設結構あります。これは、当然先ほど町長の答弁のように民間とのいろんな協議もあるだろうし、ただそのことを町として本当にやるのか、やる気持ちの問題だというふうに思っていますので、高校生もそういう要望を出している中で、バス停の近くであればいいというこの間の意見でもありましたので、今のTOMのやっている現状の中で何かそういう方法もできないか、そういうことも含めて十分協議して前向きの、何でもかんで造れということではなく、今のあるものにカフェ的なことができるのかできないのか、それらを含めてこれから協議してもらって、生徒ばかりでない、全体、そういう人たちのための軽食のできるような形で進めれるかどうか協議していただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議 長 町長。

○町 長 2点目のカフェの関係でございます。

この部分につきましては、カフェというか、高校生が自由に過ごせる空間づくりということで、私町長になった後に高校生との、生徒会との話合いの中でそういうところが欲しいよと。そういう場所だけであれば、会議室が空いていれば、高校生無料でございますので、借入れした中で利用することも可能だよという話もさせていただいておりますけれども、全体としてそういう手続をしないで行って使える場が欲しいよの要望があったものですから、現在のよう

なTOMのロビーの形で改修させていただいてございます。

それに併せて、コーヒー等々の匂いがするような喫茶店的なものがないなということでカップの自動販売機を設置したのですけれども、あまり匂いが出なかった自動販売機だったというのはちょっと残念な部分もあったのですけれども、あれをやるときにも実際にカフェ等々の部分でやっていただける方はいないのかということとは商工会ともお話しさせていただいたのですけれども、なかなかそこまで手を出せる方がいないということでもあります。公共施設を使ってやる部分においても新規起業だとか、新規出店だとかという部分の財政支援の制度もありますので、やっていただければなと思っております。

また、今回の意見交換会でも出た軽食自動販売機等々の設置についても実際にいろいろ協議をさせていただくと、そこまでやれる業者さんがいないということで、設置だけで終わらないのです、やっぱり。物の入替え、出し入れだとかがありますので、そこまでちょっと手を広げられないよというようなご意見もあって、なかなか設置に向けては難しい部分があります。

先日、先ほど言ったとおり、TOM周辺の一体的な活性化の検討する方々においてもそういうものがあるということもありますので、どうしても今公だけではできない部分、公と民間が一緒になってやるという部分、外側は公共施設使うなり、新たなもの造るなりして、運営は民間でやっていただかなければならないということで、今の商工業者さんでは難しいのであれば、いろいろな形の中で新規出店していただく方とか、それらの方々が集まった何かをつくって運営をしていただくというような部分で考えていかなければならないなというふうには考えてございます。公共施設の空き施設を活用して行う部分については、町としてもその辺進めていきたいという部分もありますので、これからは先日のワークショップ行った人方についても1回では終わりにたくないような話もありましたので、継続的に協議をしていただきながら、外部の指導者の意見も聞きながら、外部の資金も活用しながら考えていきたいというふうに考えておりますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 4番、村川君の質問が終わりました。

次に、8番、小形君。

○8 番 私からは、湧別町の定住対策についてお伺いしたいと思います。

町内職場に勤めている人が結婚を機に単身住宅を退去し、所得の面からもその後入居先が町内に見当たらず、遠軽から通われることになったと聞いております。湧別町は、他町村からの人の定住を推進してございます。補助金を出してまでも推奨している職種もございます。湧別町に就職した町外の人と家庭を持っていただき、定住の可能性のある人がいる、そのことに対応できなかったのは残念でなりません。若い人は、家賃が高くても新築で便利のよいところを

探し求めるようで、近隣市町村では新築建設のアパートはすぐに満室になるようでございます。賃貸住宅建設補助等、既に町も助成制度を制定しておりますが、なかなか一般向けの賃貸住宅の建設につながっていないように感じております。若い人や所得の高い人でも利用しやすい民間住宅の建設に対するさらなる補助制度のお考えがないかお聞きいたします。

○議 長 町長。

○町 長 小形議員の湧別町の定住対策についてのご質問にお答えいたします。

定住対策の一つとして、町内の住環境の整備を図ることは重要と考えており、公営住宅の計画的な整備のほか、民間資金を活用した賃貸住宅の建設を促進してきたところであります。ご質問のありましたとおり、結婚を機に住宅を探される若い世代がおられることも承知しており、私といたしましても町外に転出することのないよう対策を講じなければならないと考えております。

公営住宅においては、中堅所得者向けの住宅として利用できるように令和5年12月開催の議会定例会において湧別町営住宅条例を改正し、みなし特定公共賃貸住宅制度を活用した入居しやすい住環境づくりに取り組んだところであり、今後についても結婚された方、結婚を予定されている方々への入居基準の取扱いについては制度の範囲内において要件を緩和しながら柔軟に対応していきたいと考えてございます。

また、民間賃貸住宅等建設補助制度については、平成27年度から継続して進めてきたところであり、令和5年度までに制度を利用して建設したものは19棟であります。その多くは社宅であり、一般向けの賃貸住宅の建設は3棟と少ない状況となっております。このことは、近年物価の高騰により建設費が上昇していることが大きな要因と考え、少しでも賃貸住宅等の建設につながるよう本年度は補助金の額を2倍に引き上げ、建設の促進に取り組んでいるところであります。

なお、この民間賃貸住宅等建設補助制度や持家奨励応援補助制度については、制度内容の検証、見直しを行い、令和7年度以降においても継続して取り組むことで定住対策を行っていききたいと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、小形議員へのご回答とさせていただきます。

○議 長 8番、小形君。

○8 番 9月の4日に湧高生との意見交換会がございまして、話の内容の中に今後どこに住むのだという話になりまして、たまたま6名の方と対面することになったのですけれども、2名の方が大学進学し、そちらで就職を多分決めるということ、あと4名の方、北見管内に大体就職され、うち1人あるいは

2名が町内で勤めたいという考え持っているということでした。北見管内には残り4名が大体就職し、定住して働くようなことになるということなので話の一部がありましたので、そういうことも考えますと、全員が若い人が出ていくわけでもないし、必ず残る子供らもいると、町内にもいるということもございます。大学に行った方々の就職先がどこになるか分かりませんので、大学を卒業してからどこに住むか分かりませんが、4名の方はこの辺に住むということもございます。

今回の件でありますけれども、単身者住宅を出ることになったということで、規定があるようで、独り身であるということがそういうことなのかということと、あと40歳を機にそこを出なければならないという規定があるようで、それはそれとしていいのですが、高校生たちの考え方でも家の後継ぎをする方だとかもいたり、あるいは家の近くでとかという、世帯がばらけていくわけです。高校卒業すると、いきなり勤めて1人で生活すると。ある程度の年代をもって多分結婚する人もいるでしょう。1名が2名になり、また子供ができて3名になると。3名になって4名になり、そしてまた小さい子供たちが出ていくと4名が3名になり、2名になり、1名になっていくという、こういう構造の人間の多分営みがあるのだと思いますけれども、今回の単身者住宅を結婚して出ることになったということも予知することはできなかったのかということですね。

単身者がいるということで単身住宅を造る、これがあるからこれをやるという考えは、それはそれでいいと思いますけれども、子供たちが単身者住宅を40歳で出なければならない、出た人のことも聞いたことがありますけれども、その人はどこかリフォームするところを見つけて自分で住んでいるということもありますけれども、単身者がどうしても増えてきたときにそういうことになってしまうと。その人らが常に動いていくわけで、その人口の把握と、人口も流動的でありまして、世帯も1世帯に1人住むこと、1世帯に2人住むこと、3人住むこと、4人住むことがあるわけで、湧別町の人口も減った割には世帯数が減っていないということも意外とあります。4,000世帯を維持しているような状態であります。中に住んでいる人がいるというわけで、建物はあるのですけれども、そこに入る人がいない状態になっているということなのですから、必ずその時々で学校を卒業し、1人で次の独立していくときになるときの、出てきたときにそのとき考えるのはいいのですけれども、多分その人らは常に動いていくと、独り者になってある程度の30代になったら2人になる可能性があり、それによってまたなっていくという、そういう方向の把握、それもしていただきたいかなと。人口の動向と世帯数の可能性の状況把握というのですか、それもしていただきたいかなという、しているのでしょうか、もうちょ

っと積極的にやっていただくことにより、たまたま町内で働き手があり、道外から来て町内で働いているのに、いざ結婚するときに町内に住めないで他町村に住むようなことになってしまったというのは大変もったいないことだと考えていることをございます。その間に受皿が1つ、2つあればすぐどこかに入れたのでしょうけれども、なかなかそれがたまたま空きがなかったということもあるでしょうけれども、そういうこともございまして、長いスパンで見張るといいますか、目配りをしていただきたいかなというふうに思います。公営住宅等も今入れるようにやったということをございますので、どんどん進んでいるのだなという感じはしておりますが、そういうことをひとつ強くお願いしたいなということをございます。

それとまた、1つ、これは通告文には書いておりませんでしたけれども、もしか答えるようであれば答えていただきたいかなというところをございまして、湧別市街地の若い方で子供を連れてちょっと食べに行くところがないのだよな、あったらいいのだよなと言われた方がおります。定住対策の一環から幅広い目で見るとそれかなという感じはいたしますけれども、もしか答えられるようであれば、何かそのようなことで住宅環境の中のひとつとして答えていただけたらなという考えをございますけれども。

○議 長 最後の質問分かりましたか。

(「分からない」の声あり)

○議 長 僕も分からない。

○8 番 1点目ですか。

○議 長 いや、最後のをもうちょっと分かるように。

○8 番 最後の。

○議 長 ええ、追加で質問したやつ。

○8 番 追加のやつですね。追加のやつは、小さい子供がいて住宅に住んでいるのですけれども、そのときにちょっと仕事終わったときにぽっと出ようとしたら、なかなか近所に、湧別市街地に子供連れの食堂がないということで、定住はしているのですけれども、ちょっと行くところないのだよなという、そういうふうなことがありましたので、そういうことです。

○議 長 関連しているかどうか分からないのだけれども。

町長。

○町 長 定住対策について、まずご回答させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、湧別町の定住対策としては個人住宅、公営住宅、民間賃貸住宅というのが基本として今されてございます。その中で個人住宅というのは、自分で建設しないとならぬものですから、それなりの費用を持っていないとなかなか難しい部分をございます。中古住宅にお

いても、今町内住める中古住宅についてはすぐ売買されるというような状況になってございます。公営住宅というのは、あくまでも中間層、中間所得者向けの住宅という部分でございます。それと、民間住宅が非常に少ないということで、この5年間においても3軒しか建設されていないという状況でございますけれども、それらを求める方々は結構いるというような状況でありまして、町のほうでも公営住宅のマスタープランを立てるときにはそれらも十分含みながら公営住宅の建設計画を立てていくというふうになってございますので、これらについては来年度また新しい計画を立てるというふうになってございますので、それに合わせて検討していくという部分でございます。

議員言われる結婚を機に住宅に入れなくて町外に行くという部分については、公営住宅どうしても制限があります。所得の階層が高い方で入れないという方がどうしてもおりますので、それに該当して入れなかったというのは1件聞いてございます。それらも含めて昨年条例改正していただいて、特公賃の場所って限定されていたのですけれども、今度は空いていればどこでも特公賃の制度を使って入るということもできますし、そのほかにまた公営住宅というのはどうしても最初の入居のときに制限がかかるものですから、入った後の部分については人が増えてもそのまま入っておりますし、そういうことの部分を制度の範囲内で緩和をしながら町内に残っていただくということは考えて進めていきたいということで、今その部分で対応しているところでございます。

いずれにしても、そういう方おりましたら一回相談をしていただきまして、なるべく入れる範囲、一人一人の所得が、収入が1,000万も2,000万もなっているとちょっと難しい部分あるのですけれども、ある程度の収入であれば対応できるようなことになってございます。本町の場合、どうしても浜で働いている方々の収入高いものですから、その範囲の中でいろいろそういうことが出てきているというのは私のほうにも届いてございますので、それらに向けて今対応できるような形、公営住宅としての最低限の条件というのはやっぱりありますので、その範囲内で何とか対応していきたいというようなことで今進めております。

あわせて、民間住宅の補助制度も今拡充しておりますので、それらを活用して民間の中で整備をしていただけると、公営住宅どうしても所得高くなりますと料金も高く上がっていきますけれども、民間の場合は一定固定の部屋代と、家賃となってございますので、そういうことで入りやすいという部分もありますので、そこらの部分のまた推進を図っていきたいと考えてございます。

また、最後に追加されました町内の食堂ですとか、先ほど出ましたカフェとか、そういう部分非常に少なくなっているのは我々も十分分かっているところでございまして、それらも含めて新たにばらばらに設置するのがいいのか、

集約的に造るのがいいのかという部分も含めて、公設民営なのか民設民営で行うのかという部分も含めて今検討もさせていただいてございます。昔のように歩いていけるという部分というのは、なかなか今難しい時代になってきてございます。湧別地域においては2軒、中湧は何軒かあります。上湧地区についても制限されてきているというような部分もございますので、それらを新規にやる場合についてはそれらのまた支援というのもございますので、そういうのも活用しながらそれらの店の開店について検討いただければなと思ってございますので、それらを考えている方がいましたらいつでもご相談に来ていただければ、それに応じたいろいろな支援の方法も国、道、町含めてありますので、ご相談いただければなと思ってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 8番、小形君。

○8 番 次の時代をつくるのは、やはり若い人たちなので、若い人たちが住みやすいような状況と、また子育てをして、今も町では子供のことだとかいろいろやっておりますけれども、やはり労働生産人口の中心の方々にとって一番働きやすい状況と動きやすい状況をつくっていただきたいと考えますので、ひとつよろしく町のほうの力でお願いしていただきたいと思っております。

○議 長 町長。

○町 長 定住対策については、人口減少対策等々含めて重要な部分でございます。これらの部分についても町民の皆様のご意見いただきながら、議会とも相談しながら進めていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 以上をもって一般質問を終了いたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 2 : 0 0)

再 開 宣 告 (1 3 : 0 0)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 令和6年度湧別町一般会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

10番、山本君。

○10 番 1点なのですが、16ページの教育費、中学校管理に要する

経費ということなのですけれども、芭露学園の教室間仕切り工事なのですけれども、これは中学校のほうなのです、小学校ではなくて。小学校の新しく造ったほうではなくて、中学校のほうを間仕切りすることなのです。広さ的には1つの教室を2つに間仕切ることなのですけれども、もし万が一また増えた場合には予備の教室というのはあるのでしょうか。

○議 長 教育総務課長。

○教育総務課長 山本議員のご質問にお答えいたします。

新しく特別支援学級をつくろうとする学級は、後期課程のほうの特別支援学級でありまして、今特別支援学級は後期課程には1つの教室しかなく、来年4月からは2学級になる予定となっておりますので、1学級が不足するというところで、現在のコンピュータ室を間仕切りしまして2つの学級に分けて使用するというものであります。コンピュータ室、現在の児童生徒数でいきますと十分2つに分けても広さは確保できるということで学校と確認しておりますので、お答えいたします。

○議 長 10番、山本君。

○10番 私、すみません、最初前期課程とちょっと勘違いしたのですけれども、前期課程のところ新しく建て替えていますよね。あそこには、支援級の教室というのはできているのでしょうか。もしできていなければ、今後どういうような対策になるのか。

○議 長 教育総務課長。

○教育総務課長 前期課程の特別支援学級は、現在3教室を使用しておりますので、そのうち1つは学習室兼となっておりますので、実際には特別支援学級の教室が2教室、学習室が1教室、今後後期課程に1つ特別支援学級を増やしますと特別支援学級の教室が2つの教室ということになっておりますので、現段階で確認できる特別支援学級においては2つずつの教室があれば十分対応ができるということで学校と確認しております。

○議 長 4番、村川君。

○4番 説明資料の16ページの、ちょっと聞き漏らしたものですから、お伺いします。

需用費のその他の観光事業に要する経費の修繕費の42万9,000円、つり橋みたいなことちょっと聞いたのですけれども、この場所と、多分これ春、雪解けかな、氷流れるときに壊れたというふうに聞いているのだけれども、ここまで長くかかった、そのかかったという部分、どうしてかかったのか。

それと、この場所ネットにも載っているのです、早く直してもらいたいというように。何か写真家とかが集まってきて、大したあの辺からの風景がいいらしくて、そういうこともちょっとあったので、質問させてもらいました。よろ

しくお願いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 村川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問のありました修繕の部分につきましては、サロマ湖のサンゴ岬にございます栈橋でございます。この栈橋の修繕に至った経過につきましては、6月に入りましてつり栈橋の横揺れを防ぎますワイヤが破断したということで、それに伴って床板等も浮いてしまったということで、渡るには危険だということで現在渡っていただく部分については禁止していると、中止しているという状況でございます。

この部分どうしてこの時期までかかったのかという部分でございますが、6月以降我々のほうで簡易な修繕ができるのではないかとということでいろいろ内容について検討させていただきまして、6月定例議会に予算を計上というようなことも検討したのですが、その後橋を修繕するに当たって専門の業者のほうに確認をさせていただいたのですが、かなりの費用と時間、修繕の調査に時間を要するというのもございまして、今回の補正予算の増額の計上に至ってございます。

議員がおっしゃられるように、この栈橋につきましてはサンゴ岬、サンゴソウの観賞のほか、このつり橋を目的に来られる方もございまして、この栈橋につきましては過去に男性ファッション雑誌のロケ地に使われたといったこともございまして、かなりロケーションがいいことと、そういった雑誌に載ったということもありまして、その後町のほうにも場所がどこにあるのかという問合せが来ている状況にもございます。我々といたしましても早急にこの部分、今回の補正ご承認いただいた際には早急に修繕のほうに努めたいというふうを考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 4番、村川君。

○4番 今人手不足で業者も大変な中だというのは、重々承知しているので、時間かかるのは当たり前かなというふうには思っています。小さな観光の場所ではあるけれども、そういう専門的にやっている人たちにとっては本当に大事な場所だということですので、やっぱり今後できるだけ早く発見して早期対応していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 議員おっしゃられるとおり、本町の観光施設という部分、観光客来ていただいている観光地でもございますので、この部分につきましては我々担当としても巡視に努めまして、そういった修繕の箇所がありますれば早期に修繕できるようなことで今後努めていきたいと思っております。

○議長 ほかにございませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号 令和6年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号 令和6年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

福祉課長。

(福祉課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 湧別町寿の家及び福祉の家条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

4番、村川君。

○4番 ちょっと参考に聞きたいのですけれども、廃止届が出てパブリックコメントを行って1件の回答があったということで、建物有効活用を望むというようなことだということです。そこで、町としてこの有効活用、町として活用する考えあるのか、それとも一般に競売を考えているのか、もし答えていただければ、お願いしたいというふうに思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 村川議員のご質問にお答えいたします。

東湧福祉の家の活用ということでございます。ご意見いただきました1件のご意見につきましては、あくまでも東湧福祉の家の廃止することについては賛成するという内容を踏まえての内容でございます。この東湧福祉の家の廃止につきましては、先ほど説明しましたとおり公共施設再配置実行計画において公共施設の総面積を減らしていくという町の全体的な施設の計画の下でこの提案を自治会のほうにさせていただいたということですので、町としてこの施設を有効活用するという考えについては現在持っておらず、基本的には売却というのを検討していくということになります。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第14、議案第5号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第5号 湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

教育総務課長。

(教育総務課長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

4番、村川君。

○4番 また参考にお聞きしたいのですが、学校が上湧別地区の学校に統合するということなので、自治法の4条の位置の変更の条例、法律とはちょっと違うのかどうなのか、庁舎と同じで位置の条例は多数議決というのがついていますが、それと同じような形になるのかならぬのかをお答えいただきたいというふうに思います。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 村川議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の学校設置条例の改正により、学校が廃止されるということになりますことから、本町の条例、湧別町議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例というものがございます。その第3条においては、次に掲げる特に重要な公の施設について、途中略しますけれども、または当該施設を廃止しようとするときは議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないとなっております。その次に掲げる重要な公の施設の中に学校というものが記されておりますので、本案件につきましては出席議員の3分の2以上の同意が必要な案件であるというふうに解されます。

以上です。

○議長 長 4番、村川君。

○4番 分かりました。参考で、分かっているやらないと、後でいろいろ、

一つ一つ整理しながら決めていかないと駄目だと思うので、聞いたわけですので、よろしくお願いします。

○議長 9番、檜山君。

○9番 今いろいろ説明をいただいたのですが、49ページ以降のやつ私聞き漏らしたのかどうかちょっと分からないのですが、ここら辺がなかったような気がするのですが、これは一遍に全部小中学校の改正ということでひとくくりで説明は特段なく終わるということでいいのですか。

○議長 教育総務課長。

○教育総務課長 檜山議員のご質問に対してお答えいたします。

今回湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定、こちらで改正することに伴いまして関係する条例の整理が必要となることから、附則の第2項から第8項とうたっておりまして、そちらを条例を改正するようにするものであります。その中身につきましては、全て小学校、中学校と記載があるものを削除するということになっておりますので、こちらの詳細の説明は省略させていただきました。ということでよろしいでしょうか。ご理解お願いいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号 湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を決定することについては、湧別町議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条第1項第1号の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする特別議決となります。

出席議員は10名であります。その3分の2は7人です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ただいまの起立者は10人で、出席議員の3分の2以上となっております。

したがって、議案第5号 湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 3 : 5 5)

再 開 宣 告 (1 4 : 0 5)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第6号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号 湧別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第7号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第8号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 議案第8号 財産の取得について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

4番、村川君。

○4番 簡単に仕様の関係でお伺いをします。

ここにキャブということは、キャブだよ。ヒーター、これはエアコンつきなのかどうか、その辺も含めてお願いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 村川議員のご質問にお答えします。

今回購入します小型ホイールロードにつきましては、現在使っている機種同様暖房はついておりますが、エアコン、冷房はついておりません。

以上でございます。

○議長 4番、村川君。

○4番 本当にずっと異常気象で大変な状況の中で、夏場使わないというのであればいいのだけれども、夏場使うということになると、キャビンつけて、冷房ないのならキャビンないほうが全くいいのだけれども、また今度逆に冬になるとキャビンなかったら困るというのがあって、これだけ高温の温度になってくると、冷房何ぼぐらい高いのか、40万かそこら高いのかな、そのぐらい、これ長く使うでしょう。だったら、そのぐらい考えてやってもいいのかなというふうに思うのだけれども、まだ納入はならないよね。なっているのか。納入なったのか。その辺もよく検討してやって、後づけでどうなのか、考えるほうが作業員のためにもいいのではないかと、今後。これだけ暑かったら、本当にこの機械で夏場仕事するといったら大変な状況だと思いますので、その辺含めてよろしくお願いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 村川議員の再質問にお答えします。

繰り返しのになってしまいますが、本来この予算を取ったときも設計したときも現在の機種自体がエアコンついていないということもありまして、同等の機種ということ想定して組んだものでございますので、現在のところはこの仕

様で執行させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長 1 番、関野君。

○1 番 このホイールローダの使用の目的なのですけれども、上湧別庁舎の除雪及びチューリップ公園の作業、除雪するのに3月納品では遅くないのですか。もっと早く納車できないのですか。雪降るのは1月には降雪しますので、3月の納品ではちょっと遅いような気がしますので、その辺契約者と、クボタと話をさせていただければありがたいなと思いますので、それだけです。

○議 長 総務課長。

○総務課長 関野議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在あるホイールローダ、それが故障がちということで今回更新をさせていただくのですけれども、今のところまだ動いている状態でございます。納期が3月31日となっておりますが、早ければ年内納車は期待できるということもありますので、納入次第使わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第18、議案第9号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第9号 財産の取得について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第19、同意第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第1号 教育委員会委員の任命について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第20、同意第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第21、同意第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第22、同意第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま町長から行政報告の追加が提案されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

行政報告の追加を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、

直ちに議題にすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 4 : 3 4)

再 開 宣 告 (1 4 : 3 4)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、町長の行政報告の追加を行います。

町長。

○町 長 議長のお許しをいただきまして、追加の行政報告をさせていただきます。

本日届きました行政訴訟についての報告でございます。町内に居住する方より提訴されました訴訟の状況についてご報告申し上げます。提訴の内容といたしましては、原告の方が取得した非木造家屋について平成17年度から令和6年度まで町に納付した固定資産税に過納付があるとして損害賠償金8万8,000円の支払いを求める損害賠償請求事件であります。9月18日付で町に対し釧路地方裁判所北見支部より第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送付されました。第1回口頭弁論は、10月17日に釧路地方裁判所北見支部で開かれる予定となっております。この対応につきましては北海道町村会の顧問弁護士である佐々木総合法律事務所に相談しながら町としての主張を行っていくこととし、この裁判に要する費用につきましては8月30日の町議会臨時会で補正予算として議決いただいた弁護業務委託料で対応させていただきたいと考えてございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議 長 これで行政報告の追加は終わりました。

日程第23、意見書案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

○議 長 提案者の説明を求めます。

8番、小形君。

(8番趣旨説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認め、これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第24、閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和6年第3回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 (1 4 : 4 2)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 加藤政弘

湧別町議会 議員 村川勝彦